

令和4年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和4年6月24日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 一般質問 |
| 第 3 | 議案第31号 | 令和4年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 4 | 議案第32号 | 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 第 5 | 議案第33号 | 令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 |
| 第 6 | 議案第34号 | 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 7 | 議案第35号 | 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 第 8 | | 議員派遣の件 |
| 第 9 | 発委第 2号 | 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 第10 | 発議第 1号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充及び就学保障の実現に向けた意見書の提出について |
| 第11 | 会議案第5号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第12 | 会議案第6号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |
| 第13 | 会議案第7号 | 閉会中の継続調査について（議会あり方協議特別委員会） |

◎追加日程

- | | | |
|-----|--------|------------------|
| 第 1 | 議案第36号 | 令和4年度新冠町一般会計補正予算 |
|-----|--------|------------------|

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（12名）

1番	武田修一君	2番	中川信幸君
3番	秋山三津男君	4番	氏家良美君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	長浜謙太郎君	8番	酒井益幸君
9番	須崎栄子君	10番	芳住革二君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	鷹背寧君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	工藤匡君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	三宅正俊君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	小久保卓君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君

管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表監査委員

楫川聡明君
佐々木京君
坂元一馬君
岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局総括主幹

田村一晃君
三宅範正君

(午前9時58分 開会)

◎会議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和4年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

なお、定例会初日において、芳住議員から提出された動議について、議会運営委員会で協議しました件について報告いたします。動議は中川議員の発言した内容について、本人から全文取消しについて申し出があった事項であります。芳住議員の動議は、中川議員の申し出により全文取消しした場合、関連質疑への影響を心配するものであり、議会運営委員会において、会議規則ほか関係法令の確認や道議長会等関係機関からの助言を整理した結果、議長権限での措置として、後日、議事録を精査確認のうえ「措置対応」することと致しました。

以上報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録証明議員は、会議規則第125条の規定により、11番堤俊昭議員、1番武田修一議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第2、一般質問を行います。通告の順序に従い発言を許可いたします。氏家良美議員の診療所改築に関わると検討過程と公表についての発言を許可いたします。

氏家議員

○4番（氏家良美君） 4番、氏家です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、診療所改築に関わる検討過程と公表についてを質問いたします。行財政改革の概要が示せされない中で、診療所改築が計画されております。先般財政推計が示されましたが、大変厳しいものでありました。この財政推計は、経常的経費での推計であったと思いますが、診療所改築を盛り込んだ推計というのは示されておられません。診療所改築に関わる詳細の予算は見積もりしてみなければ分からないのは理解できますが、道規模程度の事例を調査し、概算で見積もり、診療所改築を盛り込んだ推計は内部資料として存在しており、町長が許容できる改築費の考えもあると思います。当町における、過去の行財政改革はレ・コード館、庁舎、温泉の大型投資が大きな要因の1つであったと思います。その際は、町

職員の給与のカットを含む厳しいものであったと記憶しておりますが、これらの施設は、当町のシンボルとして、町民に親しまれており、重要な施設となっております。このことから、まちづくりのためには、思い切った投資も必要であるということは理解しております。しかし、人口減少が進むと推計されている当町や日高中部という地域で考えると、広域で活用できるものは、広域で整備していくことが地方自治体の生き残る道であることも事実であり、診療所においても、広域で考えていく施設であると考えます。この診療所改築における効果の恩恵の多くは、我々世代が享受すると考えております。しかし、その負担は我々世代だけではなく次の世代へ多くを負担させることとなります。次の世代のことを考えると、町長が進める子育て支援は素晴らしいと思います。これは子育て世代の負担を少なくするという目先の効果を狙ったものだけではなく、将来子ども達がふるさとを誇りに思い、新冠に帰ってくることや、ほかの町で暮らしていても新冠のことを思い、新冠のためと考えてくれている、人材育成の一環だと思うからです。このような人材育成も行財政改革の中で見直しがあるかもしれません。ほかにも重要な町独自の政策もありますが、町長が、これらのことと天秤に掛けて、必要と考えるものを選択したのだということを町民が自覚しなければ、後々こんなはずじゃなかったという話しか出てきて、それは町民にとって幸せなことではないと考えます。私は医師、看護師、職員すべてのスタッフが町民のためにと考えているのが伝わってくる診療所の体制は素晴らしいと感じております。だからこそ、後々お荷物と思われるような結果にはしてほしくないのです。そうならないためにも、町長の覚悟を知ってもらう必要があると思うのです。町長の考えとしてどこまで投資できると考えているのか。この投資のために、何を町民に我慢してもらう可能性があるのかということを理解してもらう必要があると思うのです。我々議会においても、その情報を基に判断させていただかないと、どうしてこの判断をしたのかということ数十年後の町民に満足な説明ができません。このままで判断材料がないまま時間切れで選択肢がない中で判断をしなければならぬと危惧しております。先にも言いましたが、診療所や入院病棟は我々世代が最も必要とする世代になってきておりますが、同規模の改築を進めるにしても、次世代のために考えられる財政リスクを公表し、理解していただきながら進めることが必要と考えておりますので、3点お伺いします。1点目、現状と同規模の改築に決定した理由は。また、町長が考える許容できる改築費は。2点目、同規模での改築を含んだ財政推計の結果の公表は。3点目、改築による財政リスクについては。またそのリスクの回避方法は。以上3点町長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からの診療所改築に関わる検討過程と、公表についてお答えいたします。まず、国保診療所を取り巻く状況についてご説明いたします。現在の国保診療所は昭和45年に建設され、築50年以上が経過し設備の劣化が進み患者への安心安全な医療提供が困難になりつつあります。加えて、病室数や面積が手狭であること

などから新型コロナウイルス感染症対応が困難であることや、建築基準法の耐震基準が旧耐震基準で設計されていること、消防法の改正により、令和7年6月末までにスプリンクラーを設置しなければならないこと。これらを踏まえ、令和3年度より関係各課職員で構成する国保診療所改築に係る検討委員会を設置したうえ令和4年3月に基本構想を取りまとめたところ。基本構想の住民周知については、町政執行方針である「開かれた町政」の考え方のもと、議会を始め医療介護関係機関や民生委員協議会など団体への説明を経て、5月27日町政事務委託文書により国保診療所改築基本構想概要版を配布し、6月1日から30日までの間パブリックコメントを実施しているところです。

今後も様々な方々からの意見を取り入れながら、建設場所や国保診療所の果たす役割など方針を定めたうえ情報開示を積極的に行う考えです。ご質問の1点目の、現状と同等規模とした理由及び改築費の許容額についてですが、私は町政を担うにあたり、スピード感をもって取り組んだのが国保診療所の入院病床復活と経営の安定化でございました。平成27年12月末をもって国保診療所は無床化されましたが、高齢者を中心として多くの町民が住み慣れた地域で安心して過ごすことを望んでおられ、町内唯一の医療機関として安心安全な医療サービスを提供するため入院病床及び救急外来患者24時間受入体制再開のため、医師を始めとした医療スタッフの確保に努め、平成30年8月に病床等の再開を行い、以降、存在意義のある医療機関を目指し診療所職員が一丸となり良質な医療の提供、信頼される診療所運営に努めてきているところです。国保診療所の経営面におきましては、有床化後の令和元年から3年度の平均入院患者数は15人で高い稼働状況を維持しております。また、救急受入れ状況におきましても国保診療所での受入れ対応は、救急患者の4割を占めてございます。一方で、病院経営の赤字分として補填する一般会計繰入金につきましては、医師を始めとした診療所スタッフの経営努力に加え、へき地診療所に交付される国保調整交付金の算定基準が平成26年度より拡充されたこともあり、無床化してございました平成28年度から29年度は1億から1億3千万円台、入院病床再開後の令和元年度から令和2年度は1億から9千万円弱と、繰入額が抑えられております。このような中、国保診療所の改築構想の策定にあたりましては、国保診療所に求められる「ニーズ」と「経営面」の実績を確認のうえ、規模や機能を決定したものでございます。まずニーズについてですが、国機関公表の人口推計によりますと新冠町の令和2年と令和27年の65歳以上高齢者人口を比較しますと、特に75歳以上の方々が占める割合が増加する推計が出力されております。令和2年度の医療保険の統計では、75歳以上の方々が国保診療所を利用する割合は、3割を超えており、今後も外来や入院に対する国保診療所へのニーズは同等もしくは上昇するものと予測したところです。次に、経営面におきましては、先ほども申し上げましたが国保診療所の経営努力と交付金の拡充により、無床化から有床化にした状況下でも、一般会計への依存度を抑えた安定した経営の確保ができていることを踏まえ、現状規模による基本構想としたものでございます。また、改築費の許容額につきましては、現施設と同程度の規模を基に検討を進めておりますが、改築費用は、策定中の国保診療所

改築基本計画において具体化していくこととなりますので、現段階では、想定費用を申し上げますが、基本計画の策定段階に応じて議会にも協議報告して参りますのでご理解願います。

2点目の改築を含んだ財政推計の結果の公表についてですが、現在、財政計画の策定事務を進めているところであり、この計画の中に国保診療所の改築を始め、政策的まちづくり事業を含む向こう10年間の財政推計を掲載いたします。この財政計画につきましては、素案について役場内部の調整等を経て案としてまとめ、それを議会に説明のうえ、必要に応じて修正等を行い正式決定したものを公表する方針としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の改築によって考えられる財政リスクとその回避方法ということですが、事業費の積算は今後となりますが、国保診療所の改築には多額の財政出動が伴うことから、これに係る借入金の償還が終了するまで長期間にわたり、厳しい財政状況が続くものと見込まれ、このことが財政リスクと考えます。また、この財政リスクを回避する方法ということではありますが、このことは、今般の国保診療所改築のみならず、今後も老朽化した公共施設の維持改修や改築をする場合にも共通することであり、いかに財政の収支均衡を保つかということに尽きると考えております。そのためには、補助金等の財源確保や有利な起債の活用はもとより、先ほど申し上げた財政計画を前提とする行財政改革を断行して行かなければならないと考えており、財政計画策定後は、すべての事務事業を対象にその評価を行い、廃止や縮小、民間移行など具体的な実行計画となる仮称・行財政改革アクションプランを策定のうえ実行に移す所存です。しかし、これらの取組は、住民生活等への影響も考慮し、慎重な判断のもとに進めなければならないと考えますので、その際は、各種基金の一部を取り崩しながら財政収支の均衡を図ることになることもご理解いただきたいと存じます。顧みますと、平成9年度にレ・コード館と道の駅、平成10年度に温泉施設と役場庁舎、平成11年度に温泉宿泊棟、平成14年度には温泉宿泊棟及びレストラン増設といった大型事業を立て続けに行い、その総額は、61億円を超える財政出動でありました。また、平成18年度からは、国が進めた三位一体改革による地方交付税の総額抑制、国庫支出金の廃止・縮小等を背景に策定した「第3次新冠町行財政改革大綱推進計画」による行財政改革への取組といった、いずれも財政に係わる大きな経験を経て現在に至っております。現在と比較して社会、経済情勢に変化や違いはあったとしても、厳しい財政事情に大きな差はないものと考えます。今後も老朽化が進む公共施設等への対応、特に近い将来、必ず建て替えが求められる小中学校や老人ホーム等がありますが、いずれも将来のまちづくりに必要不可欠なものでありますので、議員各位をはじめ、町民の皆さんと各種団体のご理解・ご協力を賜りながら、まちづくりを確実に前進させて参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再質問ございますか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 今後診療所の改築が進められるわけでありますが、患者さんは建物に頼ってくるのではなく、医師、看護師、スタッフを頼って安心できるように診療所に来るわけです。現在の体制はさっきも言った通りすばらしい体制であります。ただこの体制が、建物が存続する間続くという確証はありません。改築のスケジュールを決定する際に、消防法の改正は大きかったと思います。スプリンクラーの設置義務化は2016年4月1日施行であり、町長就任時にはわかっていたことだと思います。さらに当初から改築の必要性があると認識したのであれば、遅くとも有床化と同時に検討し議論すべきであったのではないかと思います。現在の状況であるスプリンクラー設置義務猶予期限が2025年6月30日ということを見ると、この日高中部としての地域医療のあり方など、議会として検討する時間がなく残念に思いますが、この改築の計画をするに当たり、町として日高中部の医療について調査研究検討を行ったのか伺います。また本来であれば、このような大型のプロジェクトであることを考えると、早期に町側の計画を示していただき、その計画について議会でも特別委員会等を設置し、十分な検討を行い町民の理解を得て行うことが必要だったと思いますが、残念ながらスケジュールを見ると、その時間がないということについて町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。まずご質問の1点目と3点目を合わせてご答弁いたしたいというふうに思います。診療所の有床化と改築は私の公約の柱であります。従って就任当初から、庁内での丁寧な検証と検討を指示してきたつもりではありますが、消防法の改正対応ある中、結果として検討協議が遅れていることは私の不徳のいたすところであると思っております。検討協議が遅れた分、議員のご心配も理解するところでございます。タイトなスケジュールの事業実施とはなりますが、強い意思を持ってやり遂げたいと考えておりますし、協議検討過程の中で情報の公表にもしっかり対応し、町民に喜んで頂ける施設整備に心がけたいと存じます。次に、質問の2点目にお答えいたしたいというふうに思います。無床化と同時に医療連携負担金をもって近隣町立病院と連携を図りました。入院環境や救急搬送体制において、十分な成果を見出せなかったこともありまして、そういった中において広域的な医療連携の構築は、困難なものと判断に至り、入院環境を復活させ改築を進めるべきものとしたものでございます。将来的には運営の公営化やアウトソーシング等を含めた見直しの可能性はあるものと、私も認識しているところでございます。以上です。

○議長（荒木正光君） 氏家議員再々質問。

氏家議員

○4番（氏家良美君） 町民に十分説明しながら進めていくという答弁であったと思いますが、実質的にはこのスケジュールを変えて検討していくとなると、スプリンクラー設置期限に間に合わず、診療所が一時的に利用できなくなる恐れもあることから、計画の変更をすることは、かなり難しいことであると思っております。現在行われているパブリック

コメントやその後の町民の意見等によって計画の変更ということを考えることはあるのかお伺いいたします。もう1点、最後になりますが、この改築計画を進めるにしても、次世代にしっかり説明できるように進めていくべきだと思います。以前の私の質問に対する町長の答弁において、財源確保も含めて財政状況について明らかにしながら進めていかなければならないものと思っております。と答弁をいただいております。残念ながらこの答弁のとおり到现在になっていないと私は感じておりますが、今後どのように進めて行くべきと考えていらっしゃるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再々質問にお答えいたします。計画の変更はあるのか。ということですが、パブリックコメント等を頂くというものには変わりはありません。ただ町の計画というものを町民に説明し、そして理解をいただきということが大原則だというふうに思います。その中でパブリックコメントがどう生かせるかということに合わせて考えてまいりたいというふうに思います。

またもう1点、2019年第2回定例会において、氏家、芳住両議員から財政推計と情報開示の件につきまして指摘があり、私自身も必要性を共有の旨答弁してございます。それにもかかわらず、この作業が今にいたったことは、先ほども申し上げましたけども、私の不徳の致すところであり、遅ればせながら職員一丸となって取り組み中であることをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 以上で氏家議員の一般質問を終わります。

○議長（荒木正光君） 次に、酒井益幸議員の、地方創生臨時交付金活用についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、臨時創成特別、失礼しました。臨時創生、地方創生臨時交付金活用について質問いたします。国の審議では今後懸念される、経済危機に国民の不安を取り除く対応の為に、今年度予算の編成後生じたウクライナ危機に伴う物価高騰に対する措置がなされておられません。ウクライナ危機が原油や天然ガス、小麦、穀物の国際価格に影響を与え、急激な円高で輸入物価が高騰し、国内企業や国民生活に影響を与えていく可能性が高いとされております。国は4月26日に決定された。コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分が創設されました。これにより地方自治体を実施する生活支援や子育て支援、また物価高騰の影響を直接受けている、農林水産事業者をはじめとする、中小企業者等の支援といった取り組みを後押しすることが総合緊急対策に明記されました。原油高騰により石油製品や電気、ガスなどのエネルギー資源の上昇、小麦粉やサラダ油、輸入牛肉、タマネギなど様々な食品価格の上昇、トイレットペーパー、紙おむつ、生活必需品などの価格の上昇となっております。光熱費のこの1年間で40%程度上がっているとい

う報道もありました。さらなる物価高騰は、住民生活を直撃し、社会不安を高めるリスクがあるため対策が必要です。また、コロナ禍であり物価高騰に伴い給与や年金は上がらず、生活苦や先行き不安から個人の意識が低下し、精神面で日常生活に支障を来すおそれがあると思われまます。事業者の方々におきましては、特に農林水産業は、原油価格高騰、飼料や肥料価格の高騰の影響を受け、仕入れ価格の上昇分を適切に転嫁が難しい事業も多くあり、収益が圧迫される懸念の声があります。原油物価高騰は、我が町の地域活性化を阻害する懸念があるため生活者事業者両双方の支援の実施事業が必要であります。物価高騰は待ったなしの状況であり、住民や事業者の暮らしを行政がどう支援するかが関心事と思っております。つきましては、長引くコロナ禍に加えて、住民生活や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。地方創生臨時交付金原油価格物価高騰分という新たな枠組みの交付金活用で住民と事業者の負担軽減に資する支援をしっかりと実施すべきと考えます。質問の1点目は、町民生活に物価高騰、失礼しました、原油高騰物価上昇の影響があるが、地方創生臨時交付金を財源にどのような観点で町民や世帯を支援するのか。2点目、原油高騰で影響を受けている農林事業者は仕入れ価格上昇により、収益が減少した事業者に対する経営支援の考え方は。

以上2点、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員の地方創生臨時交付金原油物価高騰対応分の活用についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍による社会影響下においてさまざまな負担と弊害に苦しむ方々を対象に予防対策及び経営支援などとして実施される事業の財源として市町村に交付されて来ました。当町へはこれまで4億551万1千円の交付金が交付され、町としても新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の早期回復に向け、総力を挙げて取り組んできたところです。これまで国からの交付に当たっては、営業の自粛を余儀なくされている飲食業、あるいは人流抑制の影響著しい宿泊業というように交付支援対象を一定程度限定した中で、国からの交付が行われ、町としても国の政策に基づいた事業の構築に努めてきたところです。この度交付を受ける交付金は、「コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分」として5416万6千円が交付され、当該交付金は、生活消費財の物価高に苦しむ生活者と原油高に苦しむ事業者の支援を目的とするものですが、全ての国民と事業者はこれら物価高騰、原油高の影響を受けており、その支援を限られた交付金を財源に市町村単位で行うことに戸惑いと困難を感じているところです。酒井議員のご質問は、生活支援、産業支援について町の方針提示を求めるものと考えますが、生活支援、産業支援のいずれにおいても当該交付金をもって影響の全てを払拭することは困難であることを、まずはご理解いただきたいと思ひます。

また支援の対象を広げれば、事業効果は低くなり、支援の対象を絞り込めば支援に偏り

が生じます。その中で、地域の実情を踏まえ、町として最も有効な支援策を構築しなければなりません。

現時点での町の支援の視点としては、生活費負担の軽減・事業継続への支援・エネルギーコストの削減・町内消費の拡大、などの観点から公平で、効果的な事業となるよう努める所存です。

以上の点を踏まえ、現在、企画課を中心に関係各課による事業検討を始めているところですが、先にも述べましたとおり、限られた交付金額を財源とする事業構築であることから全ての視点を網羅することは困難であり、現在実施している町の施策と有機的に結び付けるなどの創意工夫によって効果的な事業となるよう鋭意努力すると同時に、早期の事業開始を目指し、協議を進めて参りますので、議会のご協力につきましてもよろしくお願い申し上げます。生活支援、産業支援いずれにおきましても現在協議を始めたところですので、協議結果に基づく議会説明をお待ちいただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員再質問ございますか。

酒井議員

○8番（酒井益幸君） 活用の考え方は前向きであり、視点についても4点示されておりました。再質問いたしますけれども、当町ではこれまでに地方創生臨時交付金の観点について、住民生活や事業者に対する支援は多々やってきたわけでありましてけれども、このたび原油価格物価高騰に対する町民一人一人が、コロナウイルス感染症ウクライナ危機によって世界的な経済情勢を受けて、物価高騰に不安を感じながら生活を営み、家計の支出を抑える努力をされております。毎日食料品生活必需品は所得が少ない多いに関係なく購入しています。先ほど来より申し上げてます通り、物価高騰によって全世帯が家計負担を今後増していくと思えます。質問の1点目は、全世帯に給付金事業を実施する考えは。交付金を活用した先行事例では、苫小牧市の水道料金支援事業によりますと、私が調べたところ、家事用が約8万6千世帯。業務用が約6400世帯浴場用が7件で、計約7万、失礼しました。8万7千件の上水道の基本料金を2カ月間減免を行うと伺っております。当町の場合ですと、加えて、営農用など詳細に用途が分かれています、水道基本料金相当額を助成していく、または、基本料水道基本料金の減免といったことも事業も考えられます。質問の2点目は、生活者支援と事業者支援を目的に、水道基本料金の相当額を助成を実施する考えについて伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。先ほどの答弁と重複する部分が相当数ありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。令和4年6月16日に本党より5項目に及ぶ要望書が提出され受理したことは承知してございます。その際にも、申し上げましたし、先の答弁でも申し上げました通り、このたびの地方創生臨時交付金には原油価格物価高騰対策分としての5400万円ほどが見込まれておりますが、限られた額の中で到底要望の全てを賄うわけにはまいりません。町はこれまででもできる限

り不公平感が生じぬよう、それぞれの状況下に応じて最も適切な施策支援方策を議会とも図りながら実施してまいりました。このたびにおきましても、これまで同様議会に図りながら、慎重に支援方策を決めてまいりたいと考えておりますので、いましばらく待ちいただきたいと存じます。なお、あくまでもこれは私見であります。公共料金に本支援金を充当することが望ましいことなのか否かにつきましては、判断に迷うところでもございますので、合わせてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(荒木正光君) 再々質問ございました。

酒井議員。

○8番(酒井益幸君) 今のご答弁、生活者視点での質問だったわけでありましてけれども、再々質問は、事業者支援の観点でちょっと質問したいんですけれども。まず物価高騰で仕入れ価格が上昇し、サラダ油、特にサラダ油、小麦粉等が高値となっており、飲食店、惣菜、弁当屋さんといった業種に影響があります。また、交付金の事業活用例には、ハイヤー事業者、運輸業者、理美容業、クリーニング店などの経営支援の記載もありました。また、先ほど苦小牧の例をもう一点紹介しますが、苦小牧市の先行事例を参考に見ますと、事業継続支援では、仕入れまたは経費がコロナ前からの3年間の間、令和元年から令和3年の間いずれかの1年の同月を越え、かつ利益売り上げ引く仕入れ額、または経費を引くと10%以上減少した事業者が対象となっており、加えて、過去に、国や道、市からの受給の有無は問わないとして1事業者当たり10万円経営支援を実施しております。広く効果的な事業支援と感じております。当町では、先般から地方創生臨時交付金で予算化した支援が行き届いていないといった事業者の声があります。事業者からも納得していただけるような広く効果的な活用方法も期待しております。最後と質問となりますが見解を伺います。

○議長(荒木正光君) 鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 酒井議員の再々質問にお答えします。市町村それぞれにおいて産業形態は違うと思いますので、それに適した支援のあり方が必要だというふうに思っております。従って他のものがそのままこの新冠町に適用するのかなというのは、疑問だというふうに私は考えてございます。そういったこともありますから、先ほども何回も申し上げて通り、今後協議をして、しっかりとした方策を立てていくと、方針を出して、その対策を講じていくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(荒木正光君) 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

○議長(荒木正光君) 次に、長浜健太郎議員の、馬産地としてのマナー啓発と地域振興についての発言を許可いたします。

○7番(長浜謙太郎君) 7番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、産地としてのマナー啓発と地域振興についての一般質問をいたします。コロナと共存する生活にも慣れ、人流も経済も再び活発に動き始める中、馬産地とし

て名を馳せる当町は、馬娘による昨今のブームも追い風となり、観光客の往来を含め賑わっていることを実感いたします。

一方で、配慮に欠ける愛好者の無断侵入や餌を与える行動により、牧場関係者への被害はもちろん、路肩に駐停車し撮影をする行為によって車の通行やすれ違い時に町民が危険な思いをするような事例も見受けられます。新たなトラブルを生む可能性や不快な気持ちになることを考えると、勇気も労力も使い、個人で対応するには限界があります。サラブレッド銀座駐車公園には観光協会による大きな掲示がされておりますが、馬横断注意の看板のように町としても沿道に目立つように注意喚起を促す必要を感じます。さて、近隣2町で実施し大変好評であったホースカード事業についてはご存じでいることでしょうか。二番煎じ三番煎じとはなりますが、まだまだ味も変わりも見込め、検証結果に基づき課題を洗い出し改善することで、後発であるがゆえの強みを生かします。また、ホースカードは、新冠町のコマーシャル名刺、PRのツールとしても活用があります。多くの競馬ファンが来場する立場の行政として、商工会、観光協会、振興会との連携を図り、ルールを徹底する情報提供の要素を加え、一部のマニアや業界だけでなく、広く地元町民にも親しまれる仕組みを構築した、来る側迎える側地域、三方よしのモデルケースとなる。マナー啓発と地域振興双方バランスの取れた施策を行うべきと考え、新冠版のホースカード事業の展開と、実現の可能性についての町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員の馬産地としてのマナー啓発と地域振興についてお答えいたします。当町において軽種馬生産は、基幹産業であり、町の主たる産業として誰もが認めるところです。また牧歌的風景とサラブレッドが野を駆ける姿は、他の地域では見ることができない風景であり、新冠町の財産であると考えています。この様な日高固有の原風景は、都会の喧騒を忘れたい観光客のみならず、競馬ファンを中心としたサラブレッドを愛する多くの方々を惹きつけて来ました。過去には国民的人気馬オグリキャップの人気に湧いた平成元年日高管内の観光客数は、207万7千人を数え、インバウンドによる観光客で賑わった令和元年の179万3千人を超える入込数であったことは、ほかならぬサラブレッドファンが多く訪れたことによるものでした。このように当町並びに日高の観光展開の一翼をサラブレッド生産と生産牧場が担っていると認識しているところです。しかしながら、貴重な経済動物を不特定多数の観光客が見学することは、生産者にとっては、大きなリスクを伴うことであり、観光客の心無い行為やマナーに外れる行為によって過去には、事故が生じたこともございました。長浜議員の質問にありますマナーの啓発については、新冠町観光協会が観光案内所において観光案内に併せてサラブレッドを見学する際の注意事項を伝えることや、SNSを活用し「心地の良い馬産地観光」と称したマナー啓発活動を行うなど、サラブレッド生産の支障とならない観光の推進を心がけています。また啓発看板等の設置については、交通安全や景観との調整を図りながら、適宜協議し、設置の可否を決めて行きたいと考えており、まずは観光協会との活動と歩調を合わせなが

ら観光客への啓発を進めて参る所存です。次にホースカードを活用した馬産地観光の取組みについてですが、カードの収集意欲と購買意欲を連動させ、町内における消費性向を高める取組みは、近隣町において始められ、高い評価を得ていることは存じています。現在、新冠町商工会が同種の事業について今年度当初から取組みの検討を進めており、議会のご理解を前提としますが、町としても支援する方向で協議を行って参りたいと考えます。ホースカード事業は、他町において既に実施していますが、新冠町の特徴ある事業として実施されることを期待いたしますし、また管内各町が単独で行っている当該事業を一過性の事業で終わらせないためにも当町の新たな取組みが管内連携の気運を生み出し、ひいては北海道を代表する観光事業に飛躍するよう願うところです。長浜議員のご質問である馬観光マナーとホースカードの取組みは、馬産地観光を取巻く課題と観光振興の取組みについてであります。それぞれ取組み目的が異なりますので、個別に推進して行く所存ですので、ご理解願います。当町にとってサラブレッド生産は歴史ある基幹産業です。先人達が守り、育てたサラブレッド生産は、第一次産業として、そして観光施策における町の財産として次代へと引き継がれて行くために、町として取組みを進めて参りますので、よろしくお願い致します。

○議長（荒木正光君） 長浜議員再質問でございます。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） マナーの啓発については、業界の心構えもとられていると当事者として実感いたします。どれだけ対策をしてもトラブルは起こり得るでしょうし、悪意ある事例は言語道断ですが、中には知らなかったという無知からくるものもあるでしょう。牧場は観光施設ではありませんが、好きな人にとって馬とは、癒し、熱狂させ、わざわざ会いに来たくなる、足を止めたくなる、心を引きつける魅力的な存在なのだと思います。そのような仕事に関わっていること、そして、応援してくれる方々によって支えられていることを、このような時代背景だからこそ再認識し、繁忙期は仕方ないですが、嫌悪感を待たずにありがたみを感じながら許容すること。すその拡大とまちづくりに貢献できているという寛大な考え方も求められると思います。そしてホースカード事業は町長もおっしゃっていましたが、いずれは日高全体として行う価値があるほど地域の盛り上げに起因する大きなポテンシャルを秘めたものだとも思います。この事業は、コロナによって影響を受けたとされる分野の振興に寄与いたします。よって臨時交付金による対象事業に当てはまり、町単費を持ち出しすることなく事業が行えると思います。これを財源として活用する考えは。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○議長（荒木正光君） 長浜議員の再質問にお答えします。ホースカードを活用した事業は長浜議員のおっしゃる通り多面的な事業展開と効果が見込まれますが、実施に当たっては目的を整理した上で、マナー啓発の取組みとあわせて実施するか、分けて実施するか、事業の効果が異なることも考えられます。ホースカード事業の展開の如何は、基礎となる

事業計画によるところが大きいので、町も含めた関係者の取り組み検討を待っていただきたいと考えております。また、町の支援における財源としては、臨時交付金は1つの選択肢ではありますが、当該交付金については他事業との調整兼ね合い、そして議会協議によって活用が決まりますので、現時点で明言することはできませんが、いずれにいたしましても議会のご理解を得ながら進めていく所存ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

以上で長浜議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 9分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、但野裕之議員の改正動物愛護管理法についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので改正動物愛護管理法について質問いたします。ペットの犬や猫にマイクロチップの装着をペットの繁殖業者が販売業者に義務付ける改正動物愛護管理法が6月1日に施行されました。飼い主を特定できるようにする為に飼い主の情報が登録されたマイクロチップを埋め込むため、輪のように外れず犬や猫が迷子になったり災害や盗難事故などで飼い主と離れ離れになったりしても、飼い主の元へ戻れる確率が高くなります。何より業者や飼い主による無責任な放棄や虐待を抑止する効果も期待されるとしています。今回の改正法の施行で、ペットショップなどから購入する犬や猫には、あらかじめマイクロチップが装着されることとなります。購入の時点では、所有者の情報がペットショップの店舗等となっているため、所有者情報を変更する手続きを行う必要があります。登録情報が飼い主の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、犬や猫の品種、毛色、生年月日、性別などとなっています。登録した情報は環境省のデータベースに記録されます。マイクロチップは直径1ミリ長さ8ミリ程度の円筒型で15桁の数字が記憶され、自治体などが専用の機械で読み取り、データベースや登録情報と照合出来るようになっています。装着義務が生じるのは、繁殖業者や販売業者が販売する個体です。守らない業者には都道府県知事が勧告や命令を行い、悪質な場合は業務取り消しの命令の対象となります。一般の人がマイクロチップの付いた犬や猫を業者から購入した場合、30日以内に登録情報を書き換える義務が生じます。その際はチップの識別番号と購入時に事業者から貰う登録証明証に書かれた暗証番号が必要となります。オンラインで申請する場合は、手数料は300円かかります。環境省によりますと、迷子や飼育放棄などで自治体に引き取られた犬や猫は2020年度に約7万2千匹となっており、その内約2万3千匹が殺処分となっています。この状況を改善するために

も、マイクロチップの装着を推進することが重要とされています。また一般社団法人ペットフード協会の推計では、約1600万匹の犬や猫が飼われているとされています。改正法施行後マイクロチップが装着される犬や猫は、年間約41万匹になると環境省は見込んでおります。一方現在家庭で犬や猫を飼っている人や、業者以外から譲り受けた人に関しては努力義務となっています。今や家族の一員になることも多い犬や猫ではありますが、虐待や劣悪な環境での飼育などの事例が社会問題となっています。動物愛護の観点から努力義務化されている犬やペットへのマイクロチップ装着の費用の助成、または一部助成を行ってはいかかでしょうか。マイクロチップ装着が人で言えば戸籍を持つような物と考えます。犬や猫が戸籍を持つということで、より愛情が深まり虐待や劣悪な環境での飼育が少なくなることが推測されます。ましてや野良犬や野良猫、放し飼いの状況が改正されることでしょうか。マイクロチップ装着には獣医師らが専用の注射器で埋め込みますが、費用は数千円から1万円程度です。マイクロチップ装着費を助成することで、ペットに優しい町として認知され、定住・移住促進の一助になると考えます。また、この改正法の内容を町民に周知することで、町内の犬や猫の飼育環境の改善が図れるものと考えます。町長の所信を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の改正動物愛護管理法についてお答えいたします。国は、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの強化を図ることを目的に、令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等を改正し、その1つとして令和4年6月1日からブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着を義務化し、一方で販売業者以外の者については努力義務化したところであります。議員ご指摘のとおり、マイクロチップを装着することにより、ペットが災害など不測の事態に遭遇し、行方不明になった場合でも、飼い主が判明しやすくなるほか、ペットの遺棄や虐待を防止することも目的とされております。

そこで、1点目にご質問の「動物愛護の観点から、努力義務化されている犬や猫へのマイクロチップ装着費用の助成を行ってはどうか」についてでございますが、法律においてペットを飼うことは個々の判断によるものであり、飼い主には動物の愛護・管理する責任を十分に自覚した上で、健康や安全保持に努めることや、所有情報を明らかにすること等が「責務」として明記されているところです。このように、元来ペットの飼育は個々の判断と責任において行われるものであると考えるとき、今回の法改正に対して、町がまずもって実施すべきことは、ペット飼育に関する意識の向上対策と、改正された制度内容の住民周知であると考えます。従って、助成金によりマイクロチップ装着を促す前に、周知・指導を優先すべきと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の「この改正法の内容を町民に周知すべきではないか」についてでございますが、議員提言のとおり、何よりマイクロチップ装着と飼い主情報の登録が進まなけれ

ば、改正法の目的が達成されず、結果として殺処分となるペットも減らない訳でありますから、制度周知は重要であると認識しており、積極的な町民周知に努めてまいりたいと考えております。また、今後も人と動物が共生し続けて行けるよう、動物の愛護と適正な飼育に関する普及啓発活動を、積極的に推進してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 但野議員再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 再質問いたします。まずは周知ということは十分に理解できます。実際町内においては、野良猫放し飼いの猫が数多く見受けられ、国道等で猫がはねられているのを年数回見かけます。交通安全上、また公衆衛生上問題があると思われま。この状況を改善するには、やはりマイクロチップ装着が一番と私は考えます。他の自治体で行っていないマイクロチップ装着への助成を行うことで新聞報道等もされ、町のPRにもなり他の自治体も同じように追従する可能性もあります。町内には動物病院もありますし獣医師らも数多くいます。獣医師らと連携をとることで、スムーズに事が運ぶと考えます。住みよい暮らしよい、安心安全なまちづくりのためにも、マイクロチップ装着助成を行うべきと考えますが見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えいたします。議員の提言は理解しますが、所有者の有無や法適用の前後による公平性も含め、検討してまいりたいというふうに考えてございます。繰り返しとなりますが、今後も人と動物が共生し続けていけるよう、動物の愛護と適正な飼育に関する普及啓発活動を積極的に推進してまいりますので、理解を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。引き続き、但野裕之議員の小中学校のSDGs教育についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、小中学校のSDGs教育について質問いたします。最近、SDGs持続可能な開発目標がメディアなどで取り上げられることが多くなり広く知れ渡るようになってきています。SDGsは2015年9月に国連で採択された国際社会の共通目標です。多様性と包摂性のある社会。包摂とは、ある概念をより一般的な概念の中に取り入れることという意味です。多様性と包摂性のある社会を目指して、貧困、教育、成長雇用、気候変動などの分野で、2030年までに達成すべき17の目標、ゴールを掲げています。これを受け、自治体や企業も可能な分野で目標を実現しようとしております。企業においては、SDGsの関心が高まる中、その取り組みにおいて新たなビジネスチャンスや新商品の開発につながる案件が出てきています。同様に学校教育の現場でもSDGsの理解と目標達成のための学習が全国的に広がりを見せています。当町の教育現場でもSDGsを総合学習や社会科等の授業で取り入れられています。しかしなが

ら、児童生徒は授業や学校生活でSDGsの観点を持つように至っていないのではないのでしょうか。

SDGsの17の目表は、1、貧困をなくそう。2、飢餓をゼロに。3、すべての人に健康と福祉を。4、質の高い教育を皆に。5、ジェンダー平等を実現しよう。6、安全な水とトイレを世界中に。7、エネルギーを皆に、そしてクリーンに。8、働きがいも経済成長も。9、産業と技術革新の基盤を作ろう。10、人や国の不平等を失くそう。11、住み続けられるまちづくりを。12、作る責任使う責任。13、気候変動に具体的な対策を。14、海の豊かさを守ろう。15、陸の豊かさも守ろう。16、平和と公正をすべての人に。17、パートナーシップで目標達成しよう。と、私たちの日常の営み、生活すべてが網羅されています。掲げられている目標が何ひとつに特別なことではなく、私たちの身の回りにある身近なもので、私達がSDGsとして意識しなくとも既に何らかの形で関わりを持ち、社会問題の解決へ貢献する取り組みが行われています。無意識のうちにSDGsに取り組んでいることを意識させ、学校家庭内問わずSDGsを意識させ、深く考えるきっかけ作りをすべきではないのでしょうか。実例として苫小牧明野中学校ではSDGsの学習に力を受けています。家庭科や音楽などで使用している教科書や、年間指導計画には学習単元とSDGsの目標の関連性が示されており、様々な事業や学校生活でSDGsの視点を求めるよう考えており、事業を通して地域を見つめ直したり、誇りに思ったりする機会にもつながる指導をしています。また、京都府立嵯峨野高校では特色の一つとして、生徒一人一人の興味関心に合わせてSDGsに資する探究活動を展開させています。そこで、当町の小中学校におけるSDGs教育の現状と今後の取り組みについて伺います。SDGsはグローバル社会における常識という思いからSDGs教育のさらなる充実を求めます。教育長の所信を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

奥村教育長

○教育長（奥村尚久君） 但野議員からのご質問の小中学校のSDGs教育についてお答えいたします。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて記載された、2016年から2030年までの国際目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、貧困や飢餓から環境問題、経済成長や教育、ジェンダー平等など幅広い課題が網羅された、17項目のなりたい姿と169項目の達成基準が設定されているところでございます。教育の分野におきましては、「ESD＝持続可能な開発のための教育」という国際的な取組がございまして、ESDは、SDGs17の目標の4番目に「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習機会を促進する」のターゲットに位置付けられております。

一方で、ESDは、ターゲットの1つとして位置付けられているのではなく、SDGsの17の目標の実現に寄与するものであることが2017年12月の国連総会において確認され、ユネスコ総会でも2030年までの取組について採択されておきまして、文部科

学省が定める学習指導要領に反映され、各学校の教育活動が展開されているものでございます。

ご質問のSDGs教育の現状と今後の取組についてですが、まず、小学校では、生き物、環境、エネルギーなどの理科の学習、リサイクル、水などの社会科の学習、家庭生活や役割、ジェンダーなどの家庭科の学習、加えて、総合的な学習の時間において、貧困や世界の子供たちなどのテーマを設定し、児童が自ら調べ学習に繋げていく取組を行っております。次に、中学校では、社会科、理科の教科においてSDGsが取り上げられておりますが、加えて、生きた授業として、町長を講師に「中学生との町政懇談会」を実施し、主権者としてどう町づくりに参加し、係わりをもっていくのかということを学ぶ機会を作っております。また、道徳において、17項目についてふれながら学習を進めてございます。SDGs教育は、このような取組に加え、学習指導要領にございます教科横断的な学習の観点を重視し、教科学習をはじめ、特別活動や総合的な学習、更には学校行事とも関連付けた教育活動の展開が必要であり、このことは、防災教育、キャリア教育、食育、主権者教育、ふるさと教育、プログラミング教育など、学校生活を通じて学ぶことのひとつひとつが、持続可能な社会づくりの担い手を育むことであり、ひいては17の目指すゴールにつながるものと考えております。従ってこれらの教育内容は、実践していくための研究や研修を図っていくことが肝要であり、その視点に立った授業改善や教育課程の展開を意識した評価検証を繰り返し機能させることで、児童生徒が、グローバル化や情報化など社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう教育活動の充実に意を用いて参りたいと存じますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 但野議員再質問ございますか。以上で但野議員の一般質問を終わります。次に、竹中進一議員の光回線整備後におけるICT先進のまちへの活性化事業の発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。長年の懸案事項でもあり、町民の多くが切望いたしておりました光回線網の整備が鳴海町長の英断によって、管内7町中未整備であった5町のうちではいち早く希望する全世帯のへ整備が終わり、開通に漕ぎ着けることができました。町も多額の財政負担をして整備したこの事業を有効に活用し、いかに今まで以上に費用対効果を上げていくべきかが今後の課題となってまいりたいと思います。

今さら言うまでもなく、高速通信網を活用したICTは、産業、経済、教育、防災、行政、医療福祉観光等、多種対応の分野での利活用が期待できますし、我が町でも既に各分野で取り組み、成果をあげているところでございます。そこで、更にこの光回線網を活用し、費用効果を生かすためにサテライトオフィス等の整備をいたしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。私は令和2年度の第3回定例会において同様の質問をいたしてお

りますが、今後の政策課題の中で総合的に判断していくとお考えであったわけですが、今一度前向きに取り組むべきではないかと考えます。

サテライトオフィスの整備によって都市部に本拠を置く企業に働きかけ町が積極的に誘致を行い、我が町において仕事をしてもらうことで町の魅力を知ってもらい、ひいては企業誘致などにつなげることができる有効な手段になるのではないかと思います。かねてより国は都市圏の一極集中について分散化を狙いとして、町、人、仕事創生総合戦略を始め数々の政策を進めてきており数年を経過いたしました、なかなか成果が上がらない中、コロナ対策によっても見直され、テレワークや、ワーケーションなどの働き方の改革は場所や時間にこだわらない、働き方改革推進するためサテライトオフィスやテレワーク環境の整備に対する補助金や財政支援を拡充いたしており、以前同僚議員が一般質問をいたしました、スマートシティのほかサテライトオフィスモニター事業、さらに今年度はデジタル田園国家構想総合戦略仮称などにより、世界から取り残されつつあるデジタル技術の普及促進を図っている状況です。

因みに2020年デジタル競争力ランキングでは、先進63カ国中27位となっており、このランクの向上のためには、国も相当の力を入れているわけで、この際、国の戦略に基づく各種政策に取り組み、サテライトオフィスの整備を将来企業誘致への起爆剤として進めることは、町の活性化へつなげる可能性が大いにあるのではないかと思います。このような状況の中、全国的にも国の政策などの制度を利用した先進的な自治体のサテライトオフィスへの取り組みは増加の傾向です。そこでこういった先進自治体の取り組みとの差別化を図らなければ、これから折角施設整備を致しても、ユーザーなどを呼び込むことは容易ではないのではないかと思います。道内における先進的な自治体としては北見市が著名なわけですが、当該の施設を視察させていただきましたが、市街地の空き店舗を改造して顧客受け入れており、一人当たりのスペースはそれほど広くなく運営されている状況でした。市街地にある利点はありますが、都市部の喧騒や、通勤の厳しさなどを避けて、業務に集中できる環境を求めてくる方々には、今一つたされない感じがするのではないかと思います。北海道の大自然の中で効率的な業務を行い、休憩時には太平洋や緑の草原の中で悠々と草を食む牛や馬の姿が臨むことができる、ロケーションのよい場所へ設置することができれば、都市部で働いてきた人たちにとって今までにない施設として話題性もあり、利用者の確保が期待でき町の宣伝と活性化に大いに寄与できますし、ひいては企業誘致へとつながる可能性もあるので、計画をいたす考えはないでしょうか。また、今後とも国が推し進めるICT先進国ランキングアップを目指して、今年度5GやITO等の高度無線環境実現の為に整備をさらに推進いたすこととなっており、関連するデジタル化の情報通信整備の政策は今後も推し進められると考えます。我が町もICT推進先進の町をアピールできるように取り組み、ひいては若年層の関心を引くことを狙って交流人口や流入人口の増への期待を図る為の将来的な情報通信基盤整備への取り組みについて、新たな計画等がないかについてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員の光回線整備後におけるICT先進のまちへの活性化事業についてお答えいたします。令和元年から開始した町内全域の光回線網敷設整備事業は、令和2年度をもって終え、ときを同じくして国内を襲った新型コロナウイルス感染症のまん延時においては、さまざまな事業の在宅での取組みを可能にするなどいち早く整備事業の効果を体現するに至っています。また近年では、高速通信技術に係る進展は目まぐるしく、光回線は私たちの生活の一部としてさまざまな場面で活用されているほか、企業活動の中心を都市圏から地方へ向けるなど、企業の事業展開にも大きな影響を与えています。その1つとして上げられるのが、地方への事業所移転、あるいは地方での起業であり、政府が推進する「働き方改革」との親和性からも近年注目されています。このような中、都市部から地方へのヒト・情報の流れを創出するために一定のスペースと通信環境が用意されたサテライトオフィスを設置する地方自治体も見られるようになりました。

竹中議員のご質問の1点目にあります、サテライトオフィスの整備による企業誘致の可能性についてですが、サテライトオフィスは、令和2年度末において全国で916箇所あり、光回線の整備拡大を機に設置箇所が増加いたしました。しかしながら、サテライトオフィスの設置を目的とした新たな施設整備をするケースは少なく、公共施設の再利用、あるいは空き家、空き店舗の活用方策としてサテライトオフィスを設置するケースが多いと承知しております。このことは、人口減少社会における公共施設の利活用と空き家問題について多くの地方自治体が苦慮している現状を反映していると思われれます。またサテライトオフィスは多くの地方自治体において取組み検討されている反面、早期撤退する企業が非常に多いことが問題として上げられ、実施には慎重な判断を要するとも考えているところです。当町におけるサテライトオフィスの取組みとしては、当町がサテライトオフィスを設置した場合にどのようなニーズがあるのか、実証試験を行う必要があると考えており、利活用されないオフィスの設置という結果を招かないためにも、まずは実証試験の実施に向けた検討を進める考えですので、ご理解いただきたいと存じます。またサテライトオフィスの設置検討に当たっては、新たな施設整備をするのではなく、公共施設利活用の方策、あるいは空き家対策の1つとして協議、検討を進めて行くことを基本といたしますので、この点もご理解願います。質問の2点目、5Gを含むICTの活用取組みについてですが、当町は令和元年に日高育成公社内において5Gの実証試験が民間企業によって行われて以降、将来的な5G活用に向けた民間の取組みが町内において継続しています。活動の中では、町も協力を行い、また情報共有と勉強会に参加するなど、ICTの最先端に係る情報に対して取組みを進めているところです。当該取組みは、産業界と識者学会を中心とした取組みであり、広く情報共有することは困難な面もあることをご理解いただきたいと思います。町として出来ることには取り組んで行く所存ですので、よろしく願います。また本年5月下旬に、役場庁舎と明和生活センター、美宇生活センターの3箇所

に超高密度気象観測システム、POTEKA（ポテカ）を設置し、6月からは、当町を含む全国1160箇所の気象データをパソコンやスマートフォンで閲覧可能とする取組みを始めたところであり、光回線と情報通信機器の活用取組みを進めていることをご理解いただきたいと思ひます。情報通信技術は、行政の幅広い分野で活用が可能であり、また行政の効率化につながると考え、今後においても取組みを続け、更なる活用の検討を続ける所存ですので、よろしくお祈ひします。

○議長(荒木正光君) 再々質問ございますか。

以上で竹中議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前12時58分

○議長(荒木正光君) 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第31号

○議長(荒木正光君) 日程第3、議案第31号、令和4年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお祈ひをいたします。

議案書の事項別明細書11ページをお開きください。歳出の1款議会費、1項議会費から質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、2款総務費に入ります。議案書の12ページから13ページ1項総務管理費、6月補正予算説明資料1ページありませんか。

氏家議員。

○4番(氏家良美君) 12ページの負担金補助及び交付金のところで、職員派遣負担金についてお伺ひいたします。この職員派遣負担金を支給する根拠について詳細な説明を求めます。

○議長(荒木正光君) 山本副町長。

○副町長(山本政嗣君) 根拠につきましては、地方公務員法に基づくものとして、職員の派遣についての町の条例を根拠としたものでございます。

○議長(荒木正光君) 氏家議員

○4番(氏家良美君) 当町には他にも第三セクターがありますが、そちらの方には支給している実績はあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 町はこれまでも、新冠ヒルズあるいは商工会、道に職員を派遣、または職員の交流という形の中で行ってまいりました。その都度、双方の事情のやり取りの中でそのことを行ってきたということでもあります。

育成公社に対する職員の派遣につきましては、育成公社側から重要ポストである総務部長さんの後退に伴って、なかなか人選が進まないのでも退職者の中でそういう方を照会いただきたいということをもって町の判断となった。判断をする町といたしましても、ご案内のように本年の3月で7名の退職者、それぞれ再任用で事務職員として5名が再任用先を設定しなければいけなかったというような時期と重なりましたので、双方の事情が合致したような形の中で、今回育成公社の方に職員を派遣させていただくことに決めさせていただいたということでもあります。

参考までに申し上げますけれども、本年はそういうことで育成公社方で重複して職員を採用しなければいけないということで、折半という形をとりましたけれども、次年度以降につきましては、この者の人件費は育成公社の方でみていただくというようなことで、取り決めをしてるところでございます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員。

○4番（氏家良美君） 確認ですけれども、今回の派遣ということではなくて、負担ということなので、町職員ではなくなっているということよろしいですか。

今回このような負担金を出していますけれども、今後において第三セクターもしくは町の関係機関から要請が来た場合ですね、そういう負担金を出す考えはあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 必要性については、求めに応じるような形の中で検討をしていくという形になろうかと思えます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げました根拠法令、条例の中において、株式会社に派遣する時には一回退職をした中で行かなければいけない。ただ再任職員の扱いの中で行きますので、そこを退職したときには、また役場職員としての身分は戻るというようなことの中で、一旦退職して会社の社員になっていただくということで取り扱っているところでもあります。

○議長（荒木正光君） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書14ページ、2項町税費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、15ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、3款民生費に入ります。議案書16ページから17ページ1項社会福祉費、説明資料2ページから4ページ。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番(堤俊昭君) 17ページの12節の委託料ですけれども、今回建設課の技術者が退職したということで、こういう特殊建築物なんかという新たな項目が発生したわけですけれども、今回この予算書には、あいあい荘はじめ6件。全部6件か、あいあい荘を含めて7件なのか載っているわけでありまして、3年に1回ということですが、その他に検査をするというものは、どのようなものが今後残されているのかということについて聞きたいと思います。

○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) この度の検査ですけれども、12施設になります。この対象12施設は今後変わりません。現在のところは、その中で3年に1回建築の設備関係、毎年該当になるところがありまして、換気であったり、非常灯、そういう検査もしていくことになります。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。

堤議員。

○11番(堤俊昭君) 12施設あるということですか。

○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) はい。そうです。

○議長(荒木正光君) ほかがございませんか。

但野議員。

○5番(但野裕之君) 17ページ、移送サービス車両購入費補助についてお伺いします。今回の車両入れ替えですけれども、今まで使った車両は廃車にするのか。それとも払い下げするのか。

○議長(荒木正光君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) 現在の車両でございしますが、結論は廃車にいたします。町内の福祉施設に無償譲渡についても確認したんですが、必要ないということでしたもんですから、廃車いたします。

○議長(荒木正光君) 但野議員。

○5番(但野裕之君) 廃車となれば廃車手数料が掛かるとは思いますけど、その分の費用はみてるんでしょうか。

○議長(荒木正光君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) 補助金の中で精査してということになります。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書18ページから19ページ、2項児童福祉費。説明資料5ページ。

○議長(荒木正光君) 酒井議員。

○8番(酒井益幸君) 予算が18ページで、説明資料が5ページになりますけれども、

子育てへ世帯生活支援特別給付金の事務費のところについてお尋ねします。前年度実績が資料によりますと12世帯17人というので、令和4年度が22人の予定になっているわけでありますけれども、この事務費が80万という金額を計上していると思うんですけれども、これについての説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 事務費につきましては、国からの内示額に基づきまして、必要とするものについて計上しております。特に時間外手当の部分ですが、子育て世帯の支援特別給付金事業につきましては、社会係の2名分60万円を計上させていただいております。社会係の通常業務のほかに、本給付事務が来年3月まで続くということもありまして、時間外について計上させていただいております。

なお支出しない部分につきましては、国に返還してまいりたいというふうに考えておりますので、適正に執行してまいりたいと考えております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、4款衛生費に入ります。議案書の20ページから21ページ、1項保健衛生費。説明資料6ページから7ページ。

芳住議員

○10番（芳住革二君） 環境衛生費の中で、危険空き家等の除却補助金150万円追加になっての5件分が計上されているわけですが、この除去した後の更地になっている土地の使い道ってというのはありましたか。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） これまで平成30年度から補助事業を実施しておりまして、これまでの経過として18件ございました。それで、今までの更地の部分を新たに使用しているかという問いについては、これについては今のところそういった事例はございません。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 今18件の分、無しということだったんですけども、税務関係におそらく評価がかかってくると思うんですよね。更地にしたら高くなってくる分が出てくるから、その分徴収の関係はちょっと外れるかもしれないけど、どうなっているかお聞きしたいんですけど。

○議長（荒木正光君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 住宅の建てる場合、宅地の場合ですね200平米については6分の1。それ以外は3分の1の課税標準額が軽減されているのですが、その上に建ってる住宅が廃棄された場合は、軽減がなくなりまして、当たり前課税を掛けております。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） その部分は分かっているんですけども、結果的に更地にした所有者が税金の納税の部分がどうなっているかっていうのをちょっと聞きたかったです。発言外だったら取りやめますけども。

○議長（荒木正光君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 家屋が無くなった次の年に土地の軽減が無くなりますので、うちの方が当たり前に納税証明書を交付して通知しているところです。それに対して所有者は納税をしていただいているという状態で、未納等は今のところありませんと思ってます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書21ページ、3項水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、5款農林水産業費に入ります。議案書22ページから23ページ、1項農業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書24ページ、2項林業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書同ページ、3項水産業費。説明資料はありません。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 水産多面的機能発揮対策事業負担金についてお尋ねします。この制度は国からの補助金が70%、道15%、町が15%の事業でありますけれども、制度の内容について、説明資料では令和7年度までを予定というところの記載があつてですね、質問の1点目が、この令和7年度まで予定をしているが、もし途中で操業しなくなった事業者には罰則等はあるのか、どうかということ。

2点目に、この操業して調査結果を踏まえて、どのように国、道と連携しながら町として対応されていくのかどうか2点お尋ねします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ただいまご質問のありました1点目ですけども、この事業につきましては赤潮による被害、これの復旧には数年かかるであろうということで、この国費については一応目途して、令和7年度までは実施したいというものでございます。ただこの事業、今回令和4年度で実施する事業が来年あるかどうかまでは、まだ確定ではございません。その中で1点目の、令和7年度までやらなかった場合に罰則っていうのはないです。

2点目なんですけども、今回のこの事業につきましては、新冠の海域の状況がどうなっているかっていうのを把握するための調査になります。通常操業するエリアにつきましては、通常の操業の中で、ツブですとかタコの状況というのは分かるんですけども、普段操業

しないエリアというのは、そこにどのような資源があるの分からない。今回の調査はツブとタコですけれども、そういったツブとタコがそういった普段操業しないエリアにもいるのかどうかということを調査しまして、それで新冠の海域全体にどの位資源があるのだろうかということを調査します。

そういったことを参考にいたしまして、今後の操業のエリアを決めていくというような目的で事業実施するということでございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、6款商工費に入ります。議案書の25ページ、1項商工費。説明資料9ページから11ページ。

但野議員。

○5番(但野裕之君) 17節の備品購入費について伺います。温泉の備品の購入ということですが、何を購入するのか説明願います。

○議長(荒木正光君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 現在、株式会社新冠ヒルズが持っておりますO P Sシステムという受け付け、そして会計といったフロント業務の全般をシステムで行ってるわけですが、そのシステムについて購入するということになってございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、7款土木費に入ります。議案書の26ページ、1項道路橋梁費。説明資料12ページ。

竹中議員。

○6番(竹中進一君) 14節の町道維持補修工事についてお伺いいたします。説明資料の12ページによりますと、6カ所ありますけど、この内の①以外は歩道がついていると思うんですけども、歩道もこれに合わせて繋がることになるのかということが、まず1点お伺いしたいと思います。

○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 今ご質問のありましたことにつきましては、今回6カ所とも現状の車道及び歩道がある場合は、その幅をもって簡易舗装化しようと思っておりますので、その踏切りが狭くなるということではございません。

○議長(荒木正光君) 竹中議員。

○6番(竹中進一君) 私が一般質問をいたしましたけれども、この④と⑥の箇所は現状の線路の上に、簡易舗装をかけるということではなくて、例えば、氷川のこの④の箇所ですと市街地の方から国道に向かった場合に、線路の部分が高くなって、国道へ出る時は、また低く一回下がって、そして、国道へ出なきゃなんないですけど、そういった、細かいことですけど、その低みを直すだけで見通つのはかなりよくなってくるような気がする

んですけれども、そういったことは考えられていないのか。

あと4番の節婦の大踏切です。4番の節婦の市街地の踏切は、これに歩道を整備するとなればかなり大工事になるような気がするんですけれども、かねて私が一般質問いたしましたようにあそこは出来たら抜本的っていうか、もう少し見通しのよいよう改修っていうのは不可能なんですか。本当にあそこに歩道もつくんでしょうか。

○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 今議員さんおっしゃった箇所につきましては、当課としても承知してるところでございます。まずもって今回の6カ所の踏切はですね、既存の踏切りをまず撤去して簡易舗装、原形を復旧するという目的でございます。ご質問のありました2カ所につきましては、当課とかとして、道路線形、縦断線形も今後検討しまして、また、ご存じのように、国道の交差点と隣接してることから管理者は国です。開発局とのですね、協議も発生してくる予定でございます。そのこともあって、ある程度今年度から事務レベルでは協議を進めて行こうと思っておりますけれども、ある程度今度事業化に向けて委員会でも私の方からも言っていますが、ある程度費用が、一定の費用がかかると想定しておりますので、いわゆる交付金、補助金を活用した中でですね、この2カ所についてはある程度の抜本的な改修ができるように、今後ですね、当課としても検討してまいりたいと思いますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長(荒木正光君) 竹中議員。

○6番(竹中進一君) 今の説明で大体概略が分かりましたけれども、節婦の大踏切に歩道は付くのか付かないのかだけ、ちょっとお願いします。

○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 現在の踏切りには歩道の機能はございません。国道から降りてくるところまでは歩道なので、ただある程度ですね、今回あの撤去して普及するにはある程度歩道っちゃうか擦り付けはしますけれども、踏切事態には歩道は存在しない箇所であります。ただ、ある程度の擦り付けは考えております。

○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので。議案書27ページ、3項住宅費。説明資料13ページ。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書28ページ、4項下水道。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、8款消防費に入ります。議案書同ページ1項消防費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、9款教育費に入ります。議案書29ページ、1

項教育総務費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、30ページ、2項小学校費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 但野議員。

○5番(但野裕之君) 消耗品の部分で。

○議長(荒木正光君) 但野議員。今小学校費。

○5番(但野裕之君) 消耗品費いいんですよね。発音が悪く申しわけありません。需要費の中の消耗品費。交通安全啓発用品の購入とありますけども、具体的にどのような物を購入して児童に与えるのか。

○議長(荒木正光君) 湊管理課長。

○管理課長(湊昌行君) 消耗品なんでございますけども、これは先月5月27日にご寄附をいただいた金額でございます。現在寄附者のご意向を踏まえた中で、学校の方とどんな物がいいかということと協議しているところでございまして、この上程までにはちょっと期間がなかったものですから、具体的なものというものは今決めてございません。学校と調整を図った中で進めたいというふうに考えてございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書31ページ、3項中学校費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、32ページ、4項認定こども園費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、33ページから34ページ、5項社会教育費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書35ページ、6項保健体育費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同ページ、7項学校給食費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入に入ります。前に戻っていただき、議案書の8ページをお開きください。歳入のページごと一括して行います。議案書の8ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、並びに2項国庫補助金。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、9ページ、15款道支出金、16款財産収入、17款寄付金。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、10ページ、20款諸収入、4項雑入、並び

に5項受託事業収入、21款町債。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑はありませんか。
長浜議員。

○7番(長浜謙太郎君) 2点ありますが、まず1点伺いたいと思います。マスク着用も不要とする厚労省の指針もある中、各地では祭りやイベントの開催の動きが見受けられます。それぞれ行政報告でも触れられておりましたが、早々に決定したふるさと祭中止の判断時期を含め、コロナ禍におけるイベント開催の対応について伺いたいと思います。

6月28日のプラスワンセミナー、そして6月14日のアーティストのライブは、レ・コード館の町民ホールという屋内にも関わらず、実証的に制限を緩和しての試行実施という位置づけで、ほぼコロナ前と同じスタイルで行われる一方、7月2日の子ども園を始め、6月18日の新冠小学校の運動会は屋外ですが、ご高齢の方や遠方の方のご来場が控えていただく通知をするなど、祖父母のみならず、地域の観覧の制限を設けて開催されております。この違いと整合性について説明を願います。

○議長(荒木正光君) 山本副町長。

○副町長(山本政嗣君) 全国的に感染症の性質がどんどん明らかになっていく中において落ちつきを見せたり、また新たな動きがあったりということの中でこれまで来てる訳であります。

ふるさと祭の部分から申し上げますと、ふるさと祭りは例年2月に実行委員会を開催して、どんなお祭りの内容にしようかという協議をまず行います。その後2回目やるのが5月ぐらいなんです。2月の例年の開催に向けた会議の時期というのは、ご存じのようにオミクロン株が全国的に蔓延をした時期で、その状況下の中で実施に向けた結論には当然いたらないわけでありまして。実行委員会の判断として春の様子を見ながら5月の実行委員会の中で再度検討協議しましょうという事で、7月にやるお祭りとしては、そこがタイムリミットなわけでありましてけれども、5月は当町の事情で言いますと、5月は小学校中心に、町内の中で少し感染拡大が広がってしまった。実行委員会の立場としてはやはりそういう状況下の中でお祭りの性質がピアガーデンを中心としたお祭りだということに鑑みただ中で開催を強行するという結論には至らなかったと行政報告にもございましたけれども、そういう方針を町としても慎重で、賢明な判断ということの中で了承というかですね、やむなしという認識をしたところであります。

反省といたしましては、やはり感染症とつき合いながら、いろんなことをこう前へ前と、進めていくという立場において、どういう形であればできるのかできないのかということをしっかり実行委員会と共にその議論を早い時期から深めておくべきだったなという反省に立って、次年度に向けては、そういうことをしっかり行政側もやっていこうという事で、考えているところであります。

それで、そういう中ではありますけれども、まずレ・コード館の分は緩和いたしました。

これはあの感染症が、騒がれた当初ライブハウスの問題でありますとか密閉空間の中における感染症のっという部分の話題が随分取りだたされました。したがって、レ・コード館の施設運営も半分の定員にしながらこれまで来ております。後発体でありましたけれども、管内においては、もう既に浦河の文化会館なんかは定員いっぱいで行事をやったりしております。実は町対策本部といたしましては、そういう都会のコンサートの例、あるいは日高管内の大規模に行うコンサートの例の中で感染症拡大にどれだけ影響があるのかわからないのかという事を見きわめた中で判断していこうということの中で、今回奇しくも中止中止で来ているコンサート事業にほんとにいいお話をいただきましたので、国際情報のコンサートも含めてですね、そこは広げていこうということにしました。

教育委員会は教育委員会としての管内的な考え方があろうかと思えますけれども、恐らく本部の意向というものもそうでしょうけど、まずもって小中学校が近隣町の開催状況を確認しながら、なるべく子どもが安全に安心して楽しんで運動会を催できる環境ということの中で、その方策を出したものというふうに本部としては捉えております。補足ありましたら、教育委員会の方からお願いします。

○議長（荒木正光君） よろしいですか教育長。長浜議員よろしいですか。ほかはございませんか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 続いて、別の分野でございますが、今回各科目にわたって計上されている。特殊建築物等定期報告調査業務委託料について伺います。常任委員会において、職員の採用と業者委託、差引の見合いは改めて検証していくとの説明がありました。6月24日、本日の文書で、9月30日を期限とした2級以上の建築士の募集の要項が提示されております。今回総額としては相当な金額が補正計上される結果を受け、業者委託よりも職員を採用することが最良であると判断したと理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず職員が退職しまして、その分を業者発注するということの予算措置をした訳ですけども、その総額が723万3千円でございます。それで、退職された職員の1年間人件費790万でございます。その差額分が66万8千ということでございまして、若干人件費を下回る業者発注になってますけどもこれはあくまで限定された業務委託の部分ですから、それ以外に様々な建築関係の事業にかかって設計だとかものもございまして。こういったものは全く加味されてませんから、そういう意味では職員を出れば1級建築士ですが、職員がいることが行政コストの面でも行政運営する部分でも、それが一番いいと言うことでございます。なので、業者発注でやるよりは職員を抱えるという検証結果でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 会議案第32

○議長(荒木正光君) 日程第4、議案第32号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 会議案第33号

○議長(荒木正光君) 日程第5、議案第33号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 会議案第34号

○議長（荒木正光君） 日程第6、議案第34号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括施行して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 会議案第35号

○議長（荒木正光君） 日程第7議案、第35号。令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議事第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8

○議長（荒木正光君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

◎日程第9 発委第2号

○議長（荒木正光君） 日程第9、発委第2号。森林林業木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会但野裕之委員長。

○5番（但野裕之君） 発委第2号森林林業木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の内容について説明させていただきます。

本意見書につきましては、本年5月17日付で、北海道森林林業林産業活性化促進議員連盟連絡会からの決議要請並びに本年5月25日付で北海道町村議会議長会から決議要請があったため議会運営基準の運用方針5により議会運営委員会として地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき、提出するものです。

次ページをお開きください。森林林業木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める意見書。本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全地球温暖化防止等の多面的機能の発揮が期待されています。これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要が。全国一の森林資源を有する北海道に於いて、国の目標の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標達成に向けて伐採後の着

実な植林による林業の若返りや長期間炭素を固定する、木材利用の促進、木質バイオマスエネルギー利用など、森林吸収源対策を積極的にすることが必要である。北海道の森林を将来の世代に引き継いでいく為活力ある森林づくりや防災減災対策をさらに進め、森林林業木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実強化を図ることが必要である。よって国においては、次の2点の措置を講ずるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が発委第2号、森林林業木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上採択されますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第10 発議第1号

○議長（荒木正光君） 日程第10、発議第1号、義務教育費国庫負担制を堅持負担率2分の1への復元30人以下学級などを教育予算確保拡充及び就学保障の実現に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保拡充及び就学保障の実現に向けた意見書について提案理由の要点を説明いたします。

本意見書は、秋山三津男議員を賛成者として、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。

次のページをお開きください。義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級等教育予算確保拡充及び就学保障の実現に向けた意見書について。義務教育費国庫負担制度は2006年に3分の1に変更されたが、国の負担率を2分の1に復元することが求められる。小学校においては、2025年度までに35人学級が実施されるが、教職員定数が増とはなっていない。今後、30人以下学級を目指し、教職員増の必要がある要保護率要保護率が14.52パーセントとなっており、就学援助制度奨学金制度拡充を図るよう、以下に記載の事項について強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、提出する。意見書提出先は記載のとおりです。

以上が発議第1号義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保拡充及び就学保障の実現に向けた意見書についてです。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 会議案第5号 ～ 日程第13 会議案第13号

○議長（荒木正光君） 日程第11、会議案第5号、日程第12、会議案第6号、日程第13、会議案第7号、以上3件を一括議題といたします。

産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、及び議会運営委員会、並びに議会あり方協議特別委員会の各委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました通り閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出の通り閉会中の継続調査に調査にすることにご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって会議案第5号、会議案第6号、会議案第7号は申し出のとおり継続調査することに決定をいたしました。

ただいま町長から議案第36号、令和4年度新冠町一般会計補正予算が追加提出されました。

お諮りいたします。申し出のありました議案を日程に追加し議題といたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって議案第36号追加日程第1として取り扱うことに決定をいたしました。

議案配布のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

◎追加日程第1 会議案第36号

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。追加日程第1、議案第36号、令和4年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第36号、令和4年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

次ページをお開き願います。この度は2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億9913万7千円にしようとするのです。

事項別明細書の歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童措置費20万3千円の追加。11節役務費3千円の増額は、北海道子育て世帯臨時特別給付金の振り込み手数料を計上。18節負担金補助及び交付金20万円の増額は、北海道子育て世帯臨時特別給付金で一人当たり1万円支給の20名分の計上。この給付金は、新型コロナによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している状況にありその負担感が強くなっている状況にある中、北海道が低所得の子育て世帯の負担感を少しでも和らげるため実施するもので、全額道費をもって行うのです。

次に、歳出について説明いたしますので、5ページをお開き願います。15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金20万3千円の追加は、歳出で計上いたしました、北

海道子育て世帯臨時特別給付金及び振り込み手数料と同額を計上しております。

以上が議案第36号、令和4年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。

ご審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

これをもって本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により令和4年第2回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議がないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉議宣言

○議長（荒木正光君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（荒木正光君） これをもって、令和4年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

（午後 1時58分 閉会）